

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月26日

【会社名】 北沢産業株式会社

【英訳名】 KITAZAWA SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 川 正 樹

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代官山町6番6号

【電話番号】 03(5485)5111

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 石塚 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区東二丁目23番2号

【電話番号】 03(5485)5020

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 石塚 洋

【縦覧に供する場所】 北沢産業株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目99番5号)
北沢産業株式会社 千葉支店
(千葉県千葉市中央区都町二丁目12番10号)
北沢産業株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市緑区青砥町623番地1 やま喜ビル102号室)
北沢産業株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市名東区平和が丘五丁目44番地)
北沢産業株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市淀川区宮原一丁目17番33号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案）>

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額185,898,820円

ロ 効力発生日

2026年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、北川正樹、石塚洋、小山栄樹、神田浩徳、甲田欣豊、長谷川英樹、山田正人、高木いづみ、青淵正幸を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、納谷全一郎を選任するものであります。

<株主提案（第4号議案から第5号議案）>

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、森下篤史を選任するものであります。

第5号議案 定款一部変更の件

定款の一部を変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|-----------------------------|------------|------------|------------|------|--------------------|
| <会社提案（第1号議案から第3号議案）> | | | | | |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 127,730 | 17,151 | 0 | (注)1 | 可決 88.16 |
| 第2号議案 取締役9名選任の件 | | | | | |
| 北川正樹 | 126,377 | 18,498 | 6 | (注)2 | 可決 87.23 |
| 石塚洋 | 126,366 | 18,509 | 6 | | 可決 87.22 |
| 小山栄樹 | 126,699 | 18,176 | 6 | | 可決 87.45 |
| 神田浩徳 | 126,712 | 17,163 | 6 | | 可決 87.46 |
| 甲田欣豊 | 126,707 | 18,168 | 6 | | 可決 87.46 |
| 長谷川英樹 | 126,701 | 18,174 | 6 | | 可決 87.45 |
| 山田正人 | 126,752 | 18,123 | 6 | | 可決 87.49 |
| 高木いづみ (戸籍上の氏名：神門いづみ) | 126,628 | 18,247 | 6 | | 可決 87.40 |
| 青淵正幸 | 126,754 | 18,121 | 6 | | 可決 87.49 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 納谷全一郎 | 126,834 | 18,041 | 6 | (注)2 | 可決 87.54 |
| <株主提案（第4号議案から第5号議案）> | | | | | |
| 第4号議案 取締役1名選任の件 森下篤史 | 23,150 | 118,873 | 2,858 | (注)2 | 否決 15.98 |
| 第5号議案 定款一部変更の件 | 23,115 | 118,913 | 2,852 | (注)3 | 否決 15.95 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。